

◆参考 控訴審判決

福岡高等裁判所判決（平成二十四年二月一八日）

平成二十四年（ネ）第六〇五号 損害賠償請求控訴事件

（原審・福岡地方裁判所大牟田支部平成二年（ワ）第九七号）

判決

福岡県大牟田市△△△	Y 1	控訴人
同	Y 1	同代表者理事長
同	Y 2	同訴訟代理人弁護士
同	八坂 泰生	同
同	田瀬 憲夫	同
同	石田 淳	同
同	宮内 裕	同
同	浜田 宏	同
福岡県大牟田市×××	X 1	被控訴人
同	X 2	同法定代理人後見人
同	永尾 廣久	同訴訟代理人弁護士
同	中野 和信	同
同	桑原 義浩	同
同	寺田 玲子	同
同	田上 普一	同
同	津村 哲生	同

同

小谷百合香

主 文

一 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
 二 上記部分につき、被控訴人の請求を棄却する。
 三 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第一 控訴の趣旨

主文同旨

第二 事案の概要（略称等は原判決の例による。）

(1) 本件は、被控訴人が、控訴人が経営する介護老人保健施設に入所中に転倒して傷害を負ったことにつき、控訴人に対し、①控訴人の債務不履行、②控訴人の不法行為（七〇九条）また③控訴人の職員・介護士であるAの不法行為に対する使用者責任（七一五条）に基づき、損害賠償及びこれらに對するいずれも本件事故発生日である

平成二十三年四月二十六日から支払済みまで、民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める事案である。
 (2) 原審は、被控訴人の請求のうち、二七一九万八七八三円及びこれに対する平成二二年二月二六日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の範囲で認容し、その余の請求を棄却した。
 (3) 控訴人は、これを不服として控訴した。

前に「本件事故時、」を加える。
 (6) 二二頁一〇行目の「いたことか」を「おり」と改める。
 (7) 二四頁二行目の「認知症か」を「認知症が」と改める。
 (8) 二五頁一〇行目の「約三か月後」を「二か月余り後」と、一四行目の「三か月」を「二か月余り」とそれぞれ改める。
 (9) 二七頁一五行目の「多いされる」を「多いとされる」と改める。

二 当事者の主張は、以下のとおり

付加訂正等を行い、当審における被控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第二 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決六頁一〇行目の「しかし」の後に「本件事故発生日時」を加える。
 (2) 二二頁四行目の「危険」を「可能性」と改める。
 (3) 一七頁一八行目の「被告」を「M」と改める。
 (4) 一八頁二六行目の「看護職員」を「介護職員」と改める。
 (5) 二〇頁二〇行目の「原告は」の

(被控訴人の主張)
 (1) 控訴人が、「M」内において、緩衝材の設置（近時は、さほど段差を生じないものもある）、畳やカーベット地を使用するなどの床材の見直し、センサー付きのマットの使用、転倒転落アセスメントスコアシートの導入を行い、被控訴人に対する見守りを徹底すれば、本件事故を回避することができた。

(2) 仮に控訴人における債務不履行の事実が認められないとしても、控訴人には、適切な介護を受けることについての期待を有していた被控訴人の期待権を侵害したことに對して、被控訴人に対する不法行為が成立する。

第三 当裁判所の判断

一 当裁判所は、原審と異なり、被控訴人の請求は理由がないものと判断する。

その理由は、以下に付加訂正等を行い、次項において当審における被控訴人の主張等に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第三 判断」の第一項に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決二九頁八行目の「Q」を「Q」と改める。

(2) 三二頁二行目の「原告は」の後に「うつぶせに倒れて」を加え、七行目の「証拠略」の後に「証拠略」を加える。

(3) 三三頁一〇行目の「職員とは」を「職員は」と改め、一五行目末尾に「(証拠略、証人A)」を加え、一六行目の「本件事故の」から三四頁二行目の「その結果」までを削り、五行目の「発生した」から六行目の「なかった」までを「発生したものである」と改める。

(4) 三四頁二行目の「パーキンソン症状」の後に「である」を加え、三行目の「」を削り、一四行目で改

行して以下の記載を加える。

「また、「M」の関係者は、被控訴人がレビュー小体型認知症に罹患しており、他の入所者と比べ転倒する危険性が高いことを認識していた。(X2「証拠略」、証人B「証拠略」、証人C「証拠略」)」

(5) 三四頁二六行目の「証拠略」を「弁論の全趣旨」と改め、三五頁三行目の「」を削り、一二行目から一五行目までを削り、一七行目の「」を「ネ」、一九行目の「ハ」を「ノ」、二四行目の「ヒ」を「ハ」とそれぞれ改める。

(6) 三六頁四行目の「フ」を「ヒ」、六行目の「へ」を「フ」、一五行目の「ホ」を「へ」、一七行目の「マ」を「ホ」とそれぞれ改め、一八行目の「ホ」とそれぞれ改め、一八行目の「あった」の後に「(証拠略)」を加え、二三行目の「ミ」を「マ」、二四行目の「争いが無い」を「(証拠略)」、二五行目の「ム」を「ミ」とそれぞれ改め、二五行目から二六行目の「a・bユニットの」を削り、二六行目末尾に「(証拠略)」を加える。

(7) 三七頁一行目の「メ」を「ム」と改め、一行目末尾に「(証拠略)」を加え、一行目で改行して以下の記載

を加える。

「メ 本件事故当時、「M」では、衝撃緩和マット等、入居者の居室内での転倒に対する対策は講じられていなかったが、本件事故から約一年後の平成二三年一月ころ、上記マットが導入された。(証拠略、証人C「証拠略」)」

(8) 三七頁一六行目の「でない以上」を、「ではない以上」と、四〇頁六行目の「他その旨」を「他にその旨」と、一四行目の「利用料金の一割」を「三〇円」、一六行目の「三〇〇円」を「九〇〇円」と、それぞれ改める。

(9) 四二頁二三行目から四三頁一〇行目までを以下のとおり改める。

「イ 被控訴人の動静に注意する等の義務
「M」職員らにおいて、被控訴人の動静を把握できない時間が生じ、その間に本件事故が発生したこと、しかしながら、同職員らにおいて被控訴人の歩行時に付き添う義務までは認められないことは上記のとおりである。
また、過失があると認められるためには、過失として主張される行為を怠らねば結果を回避することができた可能性(結果回避可能性)が認められる

ことが必要であるところ、転倒はその性質上突発的に発生するものであり、転倒のおそれのある者に常時付き添う以外にこれを防ぐことはできないことからすると、被控訴人の動静を把握できないという上記職員らの行為がなければ本件事故を回避できたものと認められることはできない。

さらに、控訴人は、X2から控訴人に対し、被控訴人の転倒防止に留意するようにとの要望がなされたことを踏まえ、被控訴人に対し、その歩行時にはシルバーカーを用いて歩行するよう注意し、シルバーカーにおもりを入れるとその安定性を確保するなどしていたところ(証拠略、証人B「証拠略」、同C「証拠略」、被控訴人には、本件事故以外に、シルバーカー使用時の転倒事故が生じた事実はなかったことからすれば、控訴人において本件事故に対する予見可能性があったものと認められることはできない。

よって、「M」職員らに、被控訴人の動静の把握を怠つたことを内容とする過失があったというとはできない。
ウ その他の義務違反の有無について

被控訴人は、以下のとおり主張する

が、いずれも採用できない。

(7) 被控訴人は、控訴人は、被控訴人の家族に対する説明義務、周知の義務の各義務を怠った旨主張するが、これらの義務を履行することにより本件事故を回避することができたものとは認められない。

(1) 大きめのシルバーカーを用意する等の義務があった旨の主張については、本件証拠からは、被控訴人が使用していたシルバーカーの状況が原因で本件事故が発生したかは不明である。

(ウ) 介護職員の員数を確保すべき義務を怠った旨の主張も、上記のとおり職員らが被控訴人に付き添う義務まではなかったことからすれば、員数を確保することにより本件事故を回避することができたものとは認められない。

(エ) ヘッドギアの使用については、転倒事故そのものを回避することができるとは、本件事故による傷害は、頭部ではなく口腔部に生じたものであること（前提事実(7)）から、結果回避にはつながらないものである。床への緩衝材の設置についても、本件事故は通路部分で発生していること（《証拠略》）、緩衝材には段差及び弾性があり（《証拠略》）その上を歩行する

には適さないことから、控訴人においては通路部分に緩衝材を設置する義務があるものと認めることはできない。」

(1) 被控訴人は、控訴人が「M」内において、緩衝材の設置、畳やカーペット地を使用するなどの床材の見直しを行うと共に、転倒転落アセスメントスコアシートの導入や、センサーが付いたマットの使用あるいはシルバーカーに鈴を付けることにより、被控訴人に対する見守りを徹底すれば、本件事故を回避することができた旨主張する。

しかしながら、センサー付きのマットの使用あるいはシルバーカーに鈴を付けることで被控訴人の動静を見守ることや、転倒転落アセスメントスコアシートの導入が、本件事故の回避に直接つながるものではないことは上記(9)のイにおいて判示したとおりである。緩衝材の使用については、上記(9)ウの(エ)記載のとおりである。

床材の見直しについても、これにより施設内の清掃・維持が従前よりも困難となる可能性があること、「M」を含む介護老人保健施設において畳等を使用することが一般的であるとまでは認められないから、上記被控訴人の主

張は、いずれも採用できない。

(2) 控訴人の被控訴人に対する期待権侵害の有無については、これについては控訴人の介護の態様が著しく不適切であった場合に検討しうるにとどまらざるべきものであるところ（最高裁判平成二二年（受）第六五号同二三年二月二五日第二小法廷判決・集民三三六号一八三頁参照）、本件においては控訴人の介護の態様が著しく不適切であったとまではいえないから、上記主張も採用できない。

(3) X2は、被控訴人は「M」入所前の「Q」において複数回転倒したことがある旨陳述するが（《証拠略》）、控訴人職員らにおいて被控訴人の転倒防止のために必要な対策を講じていたことは、上記(9)のイ記載のとおりである。

三 よって、その余について判断するまでもなく、被控訴人の控訴人に対する請求は理由がないから、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第一民事部

裁判長裁判官 古賀 寛
裁判官 常盤 紀之
裁判官 清野 英之

賃金と社会保障 No1591・92（8月合併号）

2013年8月25日発行（毎月10日・25日発行）

定価 4,200円（年間購読料 50,400円）

編集人 浦松祥子

発行所 (有)賃社編集室

東京都新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ2A
〒162-0065

電話 (03) 6380-4103

FAX (03) 6380-4312

メール yamabuki@za.wakwak.com

《次号予告》2013年9月上旬号

特集 憲法と生活保護法改正案
憲法から考える改正案の問題点 [笹沼弘志]

判例／厚生年金不支給処分取消等請求控訴事件・東京高裁判決（平22・8・25）

評釈 [長沼建一郎]

判例／生活保護却下決定取消請求控訴事件・大阪高裁判決（平25・6・11）

解説 [黒田啓介]

■本誌のご購読について。賃社編集室「賃金と社会保障購読係」へ電話かFAXでご一報ください。